発明該当性

1　特許制度の目的：発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。特許法１条（目的）

2　発明の種類　p27

物の発明

方法の発明

物を生産する方法の発明

3　発明とは：この法律で「発明」とは、**自然法則を利用**した**技術的思想**の**創作**のうち**高度**のものをいう(２条)

4　特許法上の発明に該当しないもの

(1)　自然法則自体（エネルギー保存の法則、万有引力の法則など）p28

(2)　単なる発見であって創作でないもの（X 線の発見、新種植物，自然現象など）

(3)　自然法則に反するもの（いわゆる「永久機関」など）

(4)　自然法則を利用していないもの（自然法則以外の法則（例えば、経済法則)、人為的な取決め、数学上の公式、人間の精神活動に当たるもの、あるいはこれらのみを利用しているもの）

(5)　技術的思想でないもの p29

(a)技能（フォークボールの投球方法，ゴルフのパッティング方法など）

(b)情報の単なる提示（操作マニュアル，ＣＤに記録した音楽データなど）

(c)単なる美的創造物（絵画、彫刻など)，特定の課題を解決する機能があれば発明となる。

(6)　発明の課題を解決するための手段は示されているものの、その手段によっては、課題を解決することが明らかに不可能なもの　例．宇宙エレベータ

※　発明の課題解決のために自然法則の化体した物が単なる道具でなく機能している場合は発明に該当する。例．コンピュータの使用が単なる計算の道具でなくコンピュータの機能を利用している場合，電信柱の利用が課題解決の要点でなく単なる道具の場合；東京高裁 S311225

(7)　ソフトウエア関連発明 p30

5　技術的思想 p32

実施可能性 p33

反復可能性

未完成発明 p34

6　創作：発見との違い p35

用途発明　　化学物質発明　　生物関連発明

8　高度性 p36　　実用新案の考案との違い